



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 3 日 (木曜日) 第 161 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1		○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 2
○有害興業の指定…………… (子ども家庭課) 1		○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 3
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1		○県営土地改良事業の工事の完了…………… ( “ ” ) 3
○保安林の指定予定の通知…………… ( “ ” ) 2		○入札公告…………… 3
<b>公 告</b>		○落札者等の公告…………… 4
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 2		<b>選挙管理委員会告示</b>
		○海区漁業調整委員会委員の候補者の氏名 (法人にあっては名称) 等の掲示規程を廃止する告示…………… 4
		○選挙長等の印の一部を改正する告示…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 946号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和 2 年 12 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550600169	ばすてるキッズ	日向市大字塩見字 碓崎1050番 1	一般社団法人のーま・らぼ	児湯郡高鍋町大字 上江8224番地	令和 2 年 12 月 1 日	放課後等デイサービス

### 宮崎県告示第 947号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和 2 年 12 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
2年-29	映画	セクシーヘルパー 老いらくの欲情	深町組 <新東宝映画>	令和 2 年 11 月 24 日
2年-30	映画	聖なる犯罪者 (原題) CORPUS CHRISTI	ハーク <ポーランド>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

令和 2 年 12 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 948号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字門川尾末字鳥居ヶ原 10902、字大仁田 10903- 1、字小仁田 10904- 1、大字

加草字本山3769-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 949号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市神戸町47-4、47-5、47-7、47-25

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス加納店

宮崎市清武町加納四丁目11番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区麹町五丁目1番地1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳  
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳  
東京都千代田区麹町五丁目1番地1

4 変更の年月日

令和2年6月1日

5 変更する理由

設置者の住所変更のため

6 届出年月日

令和2年11月20日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和2年12月3日から令和3年4月5日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和2年12月3日から令和3年4月5日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、三股町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エル一万城

北諸県郡三股町大字宮村字一万城2855番14 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和2年11月2日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

## (2) 期間

令和2年12月3日から令和3年1月4日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、馬越上・下地区県営土地改良事業（宮崎市、県営ため池等整備事業（危険ため池））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和2年12月3日から令和3年1月6日まで

## 3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内

宮崎市役所佐土原総合支所農林建設課内

## 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和2年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
中津留	日南市	経営体育成基盤整備事業	平成28年12月9日

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 競争入札に付する事項

- 特定役務の件名 デジタルコミュニケーション基盤構築業務委託
- 特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 委託期間 この競争入札に係る契約締結の日から令和3年3月30日まで
- 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。入札金額は、デジタルコミュニケーション基盤の構築に係る一切の費用を含むものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和2年宮崎県告示第115号に規定する資格を有するもので、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であること。

イ この競争入札に係る公告の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

オ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

- 入札に参加しようとする者は、上記(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札参加希望者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当  
宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

イ 提出期限 令和2年12月23日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

## 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記2(1)アの資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局  
物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号  
郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- 申請書類の受付期間 令和2年12月3日から令和2年12月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

- 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 期間 令和2年12月3日から令和3年1月26日まで（土曜日

- 、日曜日及び祝日並びに12月29日から12月31日までを除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- (2) 交付期間 令和2年12月3日から令和3年1月26日（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から12月31日までを除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札に関する質問及び回答
- (1) 質問
- この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
- ア 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- イ 提出期限 令和3年1月20日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）
- ウ 提出方法 入札質問書を、持参のほか、送付及び電子メール（johoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp）による提出とする。なお、電話による質問は認めない。
- (2) 回答
- 質問に対する回答は、次のとおり行う。
- ア 回答方法 県庁ホームページに掲載を行う。ただし、本県の情報セキュリティ確保のため、質問又は回答の内容によっては、この競争入札に参加する資格のある者にものみ回答することがある。
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由があっても回答しない。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- (2) 提出期限 令和3年1月26日午前9時（送付にあっては、同日午前9時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総合政策部会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和3年1月26日午前9時30分
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
- この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。
- (4) 最低制限価格は、設定しない。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他、この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and Quantity of Services up for Bid: Construction of Digital communication infrastructure for Miyazaki Prefectural Government
- (2) Bidding Deadline: 9:00 AM on 26 January, 2021
- (3) Contact Point for Inquiries: Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81-985-26-7045

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和2年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
宮崎県警察通信指令システムの貸貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年10月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所九州支社 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
162,174,012円
- 6 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づく随意契約

選挙管理委員会告示

海区漁業調整委員会委員の候補者の氏名（法人にあっては名称）等の掲示規程を廃止する告示をここに公表する。

令和2年12月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

宮崎県選挙管理委員会告示第31号

海区漁業調整委員会委員の候補者の氏名（法人にあっては名称）等の掲示規程を廃止する告示

海区漁業調整委員会委員の候補者の氏名（法人にあっては名称）等の掲示規程（昭和29年宮崎県選挙管理委員会告示第10号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

選挙長等の印の一部を改正する告示をここに公表する。

令和2年12月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎県選挙管理委員会告示第32号

選挙長等の印の一部を改正する告示

選挙長等の印（昭和47年宮崎県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後	
別表目次 [略] 1 宮崎海区漁業調整委員会委員選挙選挙長の印 別表 [略] ○ 宮崎海区漁業調整委員会委員選挙選挙長の印 <table border="1"><tr><td>宮 崎 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 選 挙 選 挙 長 之 印</td></tr></table> 備考 いずれも縦横20ミリメートル	宮 崎 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 選 挙 選 挙 長 之 印	別表目次 [略] 別表 [略]
宮 崎 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 選 挙 選 挙 長 之 印		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

--	--